

令和7年度 さいたま市立中尾小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認した時は、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

本校の児童は明るく素直で、思いやりのある児童が多い。しかし、正しいと思ったことを行動に移すのが苦手な児童や周りの影響を受けやすい児童も少なくない。児童の実態を考慮した上で、「いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こり得る」という基本認識の下、本校の全児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめが起きない学校をつくるため、いじめを許さない集団をつくるため、「さいたま市立中尾小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 「いじめは絶対に許されない。」という認識をもつ。
- 2 いじめられている児童を必ず守る。
- 3 いじめる児童に対し、成長支援の観点に立った毅然とした指導を行うとともに、その児童の状況に応じ、専門機関との連携を図る。
- 4 児童と児童、児童と教職員の間に共感的な人間関係を築く。
- 5 いじめの早期発見、早期対応に努め、認知した場合にはいじめ対策委員会を適切に開くなど組織的に対応する。
- 6 いじめ問題について保護者・地域・関係機関と連携を深める。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態は、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

（1） 目的

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（2） 構成員

ア 定例会

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談主任・学校運営協議会委員
PTA会長（副会長）※必要に応じてさわやか相談員等も出席する。

イ 校内委員会

生徒指導委員会と兼ねる。

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・生徒指導部・養護教諭

ウ 臨時委員会

臨時に招集をかける。生徒指導委員会および学校運営協議会委員、PTA会長等
※必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医師、
弁護士、警察官経験者など構成委員以外の関係者を招集し、対応する。

（3） 開催

学期に1回 学校運営協議会と兼ねて開催を行う。

（4） 内容

【未然防止】

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う

【早期発見・事案対処】

- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口となる。
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、および関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・中尾小学校いじめ防止プログラムの実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を複数回企画し、計画的に実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。（PDCAサイクルの実行を含む）

2 いじめ対策子ども委員会（代表委員会）

- (1) 目 的 いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動するとともに、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校をつくろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員 計画委員会 代表委員 各委員会委員長
- (3) 開 催 7月 9月 1月
- (4) 内 容
 - ア いじめ撲滅に向けた話し合いを行う。
 - スローガンづくり ○各クラスでのスローガンづくり
 - いじめ防止のポスターづくり
 - さくらんぼ集会（異学年の交流の実施）10月 1月
 - 声かけ運動・あいさつ運動 東浦和中学校と連携して声かけ運動を行う。
 - イ 話し合いの結果を学校に提言する。
 - ウ 提言した内容を推進する。

V いじめの未然防止

- 1 道徳教育の充実
 - 「いじめをしない、許さない」の精神を培うために、あらゆる機会を通し、道徳教育の充実に努める。
 - 道徳の授業の研究を行い、児童の心に響く授業を実践できる教員を育成する。
 - 本校の重点目標に2－（2）、2－（3）、3－（1）等を位置づけ、児童の思いやりや正義の心を育成する。
 - 道徳的実践力の育成を図るため、兄弟学級の交流等を複数回設定する。
 - 保護者への道徳授業の公開を行う。
- 2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して（6月）
 - 保護者との面談
 - クラス毎のスローガンの作成
 - 講話や学校だより、学年だよりでの啓発
- 3 「人間関係プログラム」を通して
 - 人間関係プログラムの調査結果を活かして、個人の特徴を把握し、温かな雰囲気づくりに努める。
 - 「人間関係プログラム」で学んだスキルを直接体験の場で活かせるよう指導を行う。
- 4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して
 - 1～4年 2学期 5・6年 1学期
 - 人に相談することの大切さを理解し、相談のスキルやストレスの対処法等を学び、大人に進んで相談することができるようにする。

5 メディアリテラシー教育を通して

○携帯・インターネット安全教室 5年生

6 保護者との連携を通して

- (1) いじめは絶対許されないことについて学校と連携して指導する。
- (2) 子どもとのコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。
- (3) 子どもに基本的生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

〈手立て〉

○道徳の授業を行い、家庭で授業について話し合いを行い、その感想を書いてもらう。

○学校生活の中で、体験したことや活動したことで、道徳的価値について関連することを学年だより内の「心の広場」を通しての啓発を行う。

○PTA運営委員会での取組の紹介を行う。

○ノーテレビ・ノーゲームデーの活用を図る。

○いじめ撲滅強化月間について、学校便りで周知する。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童生徒の観察

- (1) おはようメーター 朝登校したらすぐに児童がタブレットで入力する。
- (2) 健康観察 一人ひとりの表情や顔色、様子等を観て呼名する。
- (3) 授業中 姿勢、表情、グループ活動の様子、机等の位置に気を付ける。
- (4) 休み時間 独りになっていないか 急に遊ぶ友達が変わっていないかを観察する。
- (5) 給食 食欲、机の位置、当番の様子等を観察する。
- (6) 登下校 独りになっていないか、荷物などを持たされていないかを聞く。

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) 心と生活のアンケートの実施 4月 9月 1月
- (2) 学校生活アンケートの実施 4月 9月 1月
- (3) 学年・学校全体で情報共有する。
- (4) アンケート結果に基づき、児童と面談を行う。
面談した児童について、記録をとり保存する。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

4 教育相談週間（日）の実施 水曜日

5 保護者アンケートの実施

アンケートの実施 10月

6 地域からの情報収集

- (1) 学校運営協議会
- (2) 民生委員・主任児童員連絡会

(3) 防犯ボランティア連絡会

(4) S S N協議会

Ⅶ いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。

- 校長は、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。また、いじめ対策委員会の構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- 教頭は、組織を活用し、情報を集約し、校長に報告をする。また、組織的な対応の指揮を執り、いじめ対策委員会開催の準備をする。
- 教務主任は、組織を活用し、情報を集約し、教頭に報告をする。また、組織的な対応をし、いじめ対策委員会開催の準備を教頭とともにやる。
- 担任は、事実確認を行う。いじめられた児童やいじめを知らせた児童の安全確保を行う。また、いじめた児童に対して聞き取りや事実確認を行う。
- 学年担当は、担当する児童の情報収集を行う。
- 学年主任は、担当する学年の児童の情報収集を行う。
- 生徒指導主任は、児童の情報を把握できる体制づくりをする。
- 教育相談主任は、児童の心の内を聞く相談体制づくりを行う。
- 特別支援教育コーディネーターは、問題の背景が障害に起因するものではないか等考えられないか、情報収集を行う。
- 養護教諭は、情報を積極的に担任に伝え、児童の心の内を聞く相談体制づくりを行う。
- さわやか相談員は、児童の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラーは、専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、児童へのカウンセリングを行う。
- スクールソーシャルワーカーは、情報の提供及び専門的な立場から、児童生徒の環境に働きかけるプロセスにおける連携、仲介、調整等を行う。
- 保護者は、家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、直ちに学校と連携する。
- 地域は、いじめを発見し、またはいじめの疑いを認めた場合には、学校等に情報の提供を行う。

※学校の特定制教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制を整備する。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定 文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月 文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実に行う。

○ 重大事態について

ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合、
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合、
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合、
- ・ 精神性の疾患を発症した場合等は、

指導2課への報告、生徒指導緊急支援チームの要請を行い、学校と教育委員会の合同危機対応チームを編成し、会議を行う。

イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・ 年間30日を目安とする。
- ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

- 児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対応を行う。

ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

ウ) 学校は、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に則り、組織的な対応を行う。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断する。

＜学校を調査主体とした場合＞

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童（生徒）及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

Ⅸ 研修

1 校内研修（職員会議）

- （１）「さいたま市立中尾小学校いじめ防止基本方針」の目的や内容
- （２）「わかる授業づくり」 校長学校経営方針にて
- （３）「いじめ撲滅強化月間の取組」
- （４）「心と生活のアンケートの取組」
- （５）「いじめ防止対策子どもサミットの取組」
- （６）「学校生活アンケートの取組」

2 校内研修

- ・年２回児童理解研修
- ・生徒指導に係る伝達研修
- ・特別支援教育(国際教育、人権教育)に係る研修
- ・情報モラル研修

Ⅹ PDCAサイクル

1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

学期ごとに確認

○1 学期

アンケートの実施４月下旬・いじめの有無の確認・相談・対策・対応・保護者との面談
→いじめ問題対策委員会の開催６月下旬検証→実践・対応

○2 学期

アンケートの実施１０月上旬・いじめの有無の確認・相談・対策・対応・保護者との面談
→いじめ問題対策委員会の開催１０月下旬検証→実践・対応

○3 学期

アンケートの実施１月・いじめの有無の確認・相談・対策・対応・保護者との面談
→いじめ問題対策委員会の開催２月検証→実践・対応

2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会、校内研修等の実施時期の決定

５月：児童理解研修

６月：学校いじめ防止基本方針の改定に伴う研修

７月：生徒指導に係る伝達講習

８月：特別支援教育に係る研修

情報モラル研修

２月：児童理解研修